各介護保険事業者 殿

岡山県保健福祉部長寿社会課長 (公 印 省 略)

介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び 指定介護予防サービス等の基準等について(抜粋)

介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十二条第一項第二号、第七十四条第一項及び第二項並びに第七十条第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(以下「指定居宅サービス等条例」という。)及び法第五十四条第一項第二号、第百十五条の四第一項及び第二項並びに第百十五条の二第二項第一号の規定による「介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例」(以下「指定介護予防サービス等条例」という。)については、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十二号及び第六十五号をもって公布され、平成二十四年十月五日岡山県条例第六十二号及び第六十五号をもって公布され、平成二十五年四月一日から施行されることとなっています。その運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

記

1 本県独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」の運用に当たっては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十七号)及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十五号)の運用のために発出された「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成十一年九月十七日付け老企第二十五号。以下「基準省令解釈通知」という。)において示されている内容を準用し、これを踏まえて指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、適正な事業運営をすること。

2 本県独自基準についての運用

「指定居宅サービス等条例」及び「指定介護予防サービス等条例」において本県独自に盛り込まれた基準等については、県独自に運用上の留意事項を別紙のとおり定めたので、指定居宅サービス等事業者及び指定介護予防サービス等事業者は、別紙の留意事項を十分に確認の上、適正に事業を運営すること。

(別紙)

第一 指定の要件

(指定居宅サービス等条例第四条、指定介護予防サービス等条例第四条) 指定の申請者は法人でなければならない。ただし、次のア及びイは除く。 ア 病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項の病院 をいう。以下同じ。)、診療所(同条第二項の診療所をいう。以下同じ。) 又は薬局(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十一項の薬 局をいう。以下同じ。)が行う場合の次のサービス

- 居宅療養管理指導
- 介護予防居宅療養管理指導
- イ 病院又は診療所が行う場合の次のサービス
 - 訪問看護
 - 介護予防訪問看護
 - 訪問リハビリテーション
 - ・介護予防訪問リハビリテーション
 - ・通所リハビリテーション
 - ・介護予防通所リハビリテーション
 - 短期入所療養介護
 - ·介護予防短期入所療養介護

第二 介護サービス

1 訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定居宅サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定居宅サービス等条例第二十三条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定居宅サービス等条例第二十四条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財

産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、 地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する 等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるよ うに配慮しなければならない。

(4) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定居宅サービス等条例第三十二条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第百二十四号)」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(5) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第四十二条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五 年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの 記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その 期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運 用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第三の一の3(9)②、(13) ④、(23) ②及び(25) の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

·······················(中略) ·················

3 訪問看護

(1) 基本取扱方針に規定する質の評価 (指定居宅サービス等条例第七十一条第二項) 訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(2)を参照する こと。

- (2) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用 (指定居宅サービス等条例第七十二条第二項) 訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を参照する こと。
- (3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定居宅サービス等条例第七十八条第二項)

訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を参照すること。

基準省令解釈通知第三の三の3 (5)⑤の「二年間」は、指定居宅サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 準用

(指定居宅サービス等条例第七十九条) 準用の規定により、1の(1)及び(4)を参照すること。

第三 介護予防サービス

1 介護予防訪問介護

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(指定介護予防サービス等条例第九条第一項)

準用する基準省令解釈通知に加え、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

(2) 勤務体制の確保等に規定する虐待防止等に係る研修

(指定介護予防サービス等条例第二十九条第四項)

従業者の資質向上のために計画的に確保するものとされている研修には、高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等の内容を含めることを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待防止法」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

(3) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第三十九条第二項)

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から五年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの 記録の所属する年度(目標期間が設けられているものについては、その 期間の満了日の所属する年度)の終了後、五年間保存する等、適正な運 用を図るものとする。

なお、他の法令等により、五年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

基準省令解釈通知第四の三の1(2)③の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(4) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第四十条第二項)

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(5) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第四十一条第二項)

成年後見制度は、認知症、障害等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合(利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等)は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

3 介護予防訪問看護

(1) 記録の整備に規定する保存年限

(指定介護予防サービス等条例第七十四条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(3)を 参照すること。

基準省令解釈通知第四の三の3(2)②の「二年間」は、指定介護予防サービス等条例の規定に従い、「五年間」とする。

(2) 基本取扱方針に規定する質の評価

(指定介護予防サービス等条例第七十六条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(4)を 参照すること。

(3) 具体的取扱方針に規定する成年後見制度の活用

(指定介護予防サービス等条例第七十七条第二項)

介護予防訪問介護の場合と基本的に同趣旨であるため、1の(5)を 参照すること。

(4) 準用

(指定介護予防サービス等条例第七十五条) 準用の規定により、1の(1)及び(2)を参照すること。

~~~~~~ (後略) **~~~~~~**